

今月の納税

固定資産税 ……4期
国民健康保険税 ……6期

納期限 12月25日(火)

介護保険料 ……6期
後期高齢者医療保険料

納期限 1月4日(金)

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

20歳の門出をお祝いします

成人式開催のご案内

町では、新成人の皆さまの門出を祝して「平成31年吉岡町成人式」を開催します。参加をお待ちしています。

▼期日

平成31年1月13日(日)

▼時間

午前9時30分受け付け開始
(午前9時30分受け付け開始)

▼場所

文化センターホール

無事故・無違反の人を表彰します

優良自動車運転者表彰の受け付け

▼対象(平成31年春)

各章	無事故・無違反期間
旭日金冠章	40年
金冠金章	30年
金冠銀章	20年
金章	15年
銀章	10年
銅章	5年

前段階の章を受章し、過去に同じ章の表彰を受けていない人

▼申し込み締め切り

役場生活環境室での受け付け

平成31年1月11日(金)

渋川交通安全協会での受け付け

平成31年1月31日(木)



▼対象

平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれで町に住所を有する人、または吉岡中学校を卒業した人
※対象者には案内はがきを送付しました。はがきが届いていない人は、お問い合わせください。

▼問い合わせ先

教育委員会事務局生涯学習室
☎54・1054(直通)

▼申し込みに必要なもの

- 印鑑 運転免許証
- 無事故無違反証明書発行手数料(630円)
- ※協会での申し込み場合は、無事故無違反証明を自分で取得するか、申請時にご相談ください。

平成30年度
秋の受章結果

9月22日(土)に開催された交通安全大会で、町からは10人の優良運転者が表彰されました。

問い合わせ先

町民生活課 生活環境室
☎26-2243(直通)

勤労者の住宅建設の促進と福祉の向上のために
勤労者住宅資金利子補給

町では、住宅建設資金に対する利子補給を行っています。

▼対象(すべてを満たす人)

- ① 給与所得者
- ② 金融機関から資金を借り入れ、町内に専用住宅を新築または新築された専用住宅を購入した人
- ③ 当該住宅に住居登録(住民票)があり居住している人
- ④ 町税を完納している人
- ⑤ 平成29年2月から平成30年1月の間に借入金の返済を開始した人

※共有住宅にあつては代表者1人の申請となります。

▼利子補給の金額および期間

金融機関から資金を借り入れた額のうち1千万円以内に対して年利1.0%の利率で計算した額を限度とします。交付期間は、借入金の返済を開始した月から1年以内です。

▼申請に必要なもの

- ① 吉岡町勤労者住宅資金利子補給金交付申請書(様式第1号)
 - ② 住宅新築調書(様式第2号)
 - ③ 利子支払証明書(様式第3号)
- ※資金を借り入れた金融機関

に記入してもらう書類です。証明書の発行期間は金融機関により異なります。申請期間に間に合うようあらかじめ金融機関に確認してください。

- ④ 融資機関の返済予定明細表の写し
- ⑤ 建物平面図の写し
- ⑥ 請負契約書の写しまたは売買契約書の写し
- ⑦ 建築主事の建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写しまたは指定確認検査機関の建築基準法第7条の2第1項の規定による検査済証の写し
- ⑧ 平成30年給与所得の源泉徴収票の写し
- ⑨ 町税の完納証明書(平成31年1月発行の証明書)

※証明手数料は自己負担です。各様式は産業振興室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

▼申請期間(開庁時間)

平成31年1月4日(金)～31日(木)

▼申請・問い合わせ先

産業建設課 産業振興室
☎26・2280(直通)

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ること、**有権者**が政治家に寄附や贈り物を求めることは、公職選挙法で**禁止**されています。

- ①政治家の寄附の禁止
- ②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
- ③政治家の関係団体の寄附の禁止
- ④後援団体の寄附の禁止
- ⑤年賀状などのあいさつ状の禁止
(答礼のための自筆によるものを除く)
- ⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

▼問い合わせ先 吉岡町選挙管理委員会 ☎26-2240 (直通)

家屋の滅失・所有者変更時にはご提出を
家屋滅失届・未登記家屋に関する報告書

固定資産税は、毎年1月1日現在所有している土地や家屋、償却資産に課税されます。家屋を取り壊したときや家屋の所有者変更時には、税務室へ届け出てください。

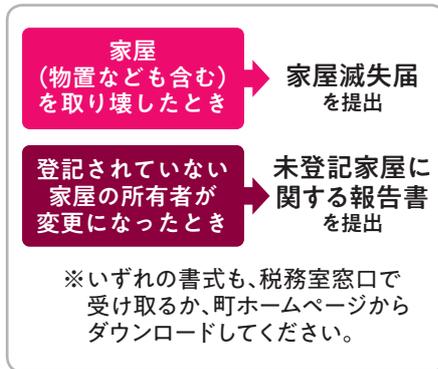
▼問い合わせ先
財務課 税務室
☎26・2237 (直通)

調査へのご協力をお願いします

未評価家屋などの調査のお知らせ

町では、固定資産税の課税対象となる家屋を正確に把握するために、未評価家屋などの調査を実施します。

この調査は、航空写真と町の課税台帳を照らし合わせ、新築・増築したもので評価が済んでいない家屋や、取り壊しなどがある家屋を現地を確認する調査です。必要に応じて、建築年などを伺うことがありますので、ご協力をお願いします。



⚠ 調査のときは、職員証などの身分証を携行しています。なりすましや不審者と思われる場合にはご注意ください。



▼問い合わせ先
財務課 税務室
☎26・2237 (直通)

みんなで防ごう！
障害者への虐待

- 虐待によって障害者の権利や尊厳が脅かされないよう、平成24年10月に「障害者虐待防止法」が制定されました。この法律では、虐待を受けている障害者への支援はもちろん、気付いた人の通報義務も定められています。
- 身体に傷が頻繁に見られる
- 急に人におびえるようになった
- いつも同じ服を着せられて

- いる、異臭がする
 - 食事を与えられていない
 - 生活に必要な金銭を渡されていない
 - など、虐待が疑われることがあれば、虐待防止センターにご相談ください。
- ▼相談・問い合わせ先
渋川広域障害者虐待防止センター (渋川ほっとプラザ内)
☎090・2768・3388 (24時間対応)

情報メールで安心安全をサポート
よしおかほっとメール

メールアドレスを登録すれば、スマホやパソコンで町からの情報を受信できます。※登録は無料ですが、登録やメールの受信における通信料は登録者の負担になります。

配信情報

- 災害・緊急情報
- 気象情報
- 防犯・見守り情報
- 火災情報
- よしおかほっとニュース

登録はこちら
URL <https://service.sugumail.com/yoshioka/member/>

操作や登録で分からないことは
コールセンター ☎0570-055-783 へ
受付時間は祝日を除く
⑨～⑮の9:00～18:00

または、✉t-yoshioka@sg-m.jp へ
空メールをお送りください。

▼問い合わせ先
町民生活課 生活環境室
☎26・2243 (直通)